

議案第二号

中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について

右の議案を提出します。

令和七年一月十五日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成十四年三月中央区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表中

七、四九四円	九、〇九〇円	一一、七〇三元	一三、一五二円	一五、五七三元
六、四五九円	七、四二二円	九、〇八一円	一〇、五三九円	一一、五〇五円

六、六〇二元

一、八六五円

を

八、五二九円	九、九〇九円	一二、三五一元	一三、五七五円	一五、八
七、一六四円	七、九三二円	九、四三八円	一〇、七一円	一一、六

三七円

一六、八六六円

一〇円

一一、九七円

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、令和六年四月一日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、なお、従前の例による。

- 1 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(適用日から施行日の前日までの間に係る分に限り。)並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償(適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。)として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

(説明)

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(令和六年東京都条例第百七十二号)の施行により改定された補償基礎額に準じ、補償基礎額を改定

するため、この議案を提出します。

<p style="text-align: center;">新</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>2 この条例による改正後の中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和六年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、なお、従前の例による。</p> <p>3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。</p>
<p style="text-align: center;">旧</p>	